

# 「日本運動処方学会会則」

## 第1章 総則

第1条 この会は、日本運動処方学会と称する。

第2条 この会は、健康に生活できる権利を守る為に働く現場の指導者とその教育・研究者の緊密な情報・学問的交流を行なうことによって、各々の資質を向上させ、人類の健康に対するより良い貢献を目的とする。

## 第2章 事業

第3条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (イ) 研究発表会、講演会等の開催
- (ロ) 機関誌（電子出版）の発行
- (ハ) ホームページの運用
- (ニ) その他、この会の目的に資する事業

## 第3章 会員

第4条 この会の会員は、前条の目的に賛同するものをもって組織する。

第5条 会員の種別は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。

- (イ) 正会員：本会の目的に賛同する個人とする。
- (ロ) 賛助会員：本会の目的に賛同する団体および個人で、評議会で承認されたものとする。ただし、この会の役員となったり、役員を選出することはできない。
- (ハ) 名誉会員：本会の目的に賛同し、事業内容に関して専門性を活かした助言のできる個人で、評議会で承認されたものとする。ただし、この会の役員となったり、役員を選出することはできない。

第6条 会員は、この会の営むすべての事業に参画することができる。

第7条 会員となるには、会員の紹介もしくは直接事務局に申し込むものとする。

## 第4章 組織および運営

第8条 この会の事業を運営するために、次の役員をおく。

- (イ) 会長1名
- (ロ) 事務局長1名
- (ハ) 評議員若干名
- (ニ) 監事2名

第9条 この会の会議は、総会および評議会とする。

第10条 会長は、総会において選出し、評議員の資格を有する。会長は、この会を代表し、総括する。

第11条 事務局長は、総会において選出し、評議員の資格を有する。

第12条 評議員は、総会において選出し、評議会を構成する。

第13条 監事は、総会において選出し、会計監査する。

第14条 通常総会は、毎年1回これを開き、この会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。総会はこの会の最高議決機関とする。総会は会長が、これを招集し、全会員の2/3をもって構成する。ただし委任状は認める。

第15条 評議会が必要と認めた場合、または会員の要求があつて評議会が適当と認められた場合は臨時総会を開くことができる。

第16条 評議会は、会務を処理する。評議会は、事務局長がこれを招集し、当日の出席会員をもって構成する。

第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補によるものの任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 総会および評議会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

## 第5章 会 計

第19条 この会の経費は、次の収入によって支出する。

(イ) 会員の会費 (ロ) 事業収入 (ハ) 他よりの助成金および寄付金

第20条 会員の会費は、次の通りとする。

(イ) 正会員年額 3,000円 (ロ) 学生正会員年額 1,500円

(ロ) 賛助会員1口 1,000円

第21条 この会の会計年度は、原則として当該年の4月1日より翌3月31日までとする。

## 第6章 雑 則

第22条 この会の会則は、総会の議決により変更することができる。

第23条 役員を選出の細部に関しては、内規で定めることができる。

第24条 この会の事務局は、当分の間、川崎医療福祉大学におく。

## 付 則

この会則は、平成14年10月1日から施行する。